

伊丹市立児童くらぶ確認書

児童くらぶ名		児童くらぶ				フリガナ	
学 年	新	年	現	年	組	児童氏名	
1	提出書類の内容に虚偽があった場合は、入所内定及び決定を取り消します。						☐ わかりました
2	提出書類の内容について、勤務先等に電話や訪問により確認する場合があります。						☐ わかりました
3	就労による入所要件は、月～土の間で週3日以上、かつ午後3時以降までの就労が必要です。要件に該当しなくなった場合は退所になります。						☐ わかりました
4	保護者の勤務がない日は、児童くらぶを利用できません。						☐ わかりました
5	入所申請後に就労先が変更となった場合は、原則30日以内に「就労証明書」を提出していただきます。提出できない場合は退所になります。						☐ わかりました
6	育成料は月額制で納付は口座振替となります。なお、市条例に基づき督促状1通につき80円を加算します。また、納付が遅れると延滞金が発生します。						☐ わかりました
7	育成料を滞納されますと、強制執行（給与や預金からの取り立て）の手続きを進める場合があります。						☐ わかりました
8	出産による児童くらぶの利用期間は、産前6週間前から産後の8週間後までの間となります。期間終了後に復職されない場合は退所になります。						☐ わかりました
9	育成料は1か月単位であり、月途中の退所の場合でも1か月の育成料がかかります（日割り計算は行いません）。児童くらぶを退所する場合は、月末までに「退所届出書」を提出してください。						☐ わかりました
10	[入所許可申請書]の記載内容（住所、連絡先、就労先、勤務時間、勤務日数、家族構成等）に変更が生じた場合は、速やかに「伊丹市立児童くらぶ変更届出書」を提出してください。						☐ わかりました
11	児童くらぶの利用がないまま2か月が経過した場合は退所となります。						☐ わかりました
12	児童くらぶ育成料を2か月分滞納した場合又は3回以上銀行口座から引き落としができない場合は、退所となります。またその年の児童くらぶの利用はできません。						☐ わかりました
13	児童の疾病等の理由に限り、児童くらぶを休所することができます。なお、届出を行う際は、児童くらぶ用診断書（療養期間記載のもの）の添付が必要になります。						☐ わかりました
14	現在、児童くらぶ育成料の滞納はありません。						☐ はい

本確認書の記載内容を全て確認しました。

年 月 日

(保護者)

自署

自署